

郵便局連絡用（マイナンバーカード関連事務）パソコン等機器リース契約に係る入札仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器のリース（２のとおり）
- (2) 機器の導入（３のとおり）
- (3) 機器の保守（４のとおり）

2 機器のリース

- (1) リース開始日
令和 7 年 8 月 1 日（金）
- (2) リース対象物品

品名	規格	数量
パソコン機器	ノート型パソコン	17 台
Web カメラ	Web カメラ	16 個

- (3) 機器仕様
別紙 1 「機器仕様書」のとおり

3 機器の導入

別紙 2 「導入仕様書」のとおり

4 機器の保守

別紙 3 「保守仕様書」のとおり

5 リース期間満了後のデータ消去及び物品の撤去

リース期間満了後の物品は、受注者の責任において、速やかに記憶装置のデータ消去及び物品の撤去（リサイクルや廃棄処理など最終的な処分までをいう。）を実施するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

なお、データ消去の履行期限は、リース期間満了後 30 日以内（報告書の提出期限は、作業終了後 10 日以内）とし、物品の撤去の履行期限は、リース期間満了後 45 日以内（報告書の提出期限は、作業終了後 10 日以内）とする。ただし、あらかじめ鹿児島市（以下、「発注者」という。）の承諾があった場合は、別に指定した日を期限とする。

- (1) 受注者は、リース期間満了前までにデータ消去及び物品撤去作業計画書（任意様式）を提出し、作業内容について、事前に発注者の書面による承諾を得なければならない。
- (2) データ消去等の実施にあたっては、情報の漏洩、滅失、き損その他の事故が発生しないよう十分な対策を講じなければならない。
- (3) データ消去については、発注者と協議の上、物理的に記憶装置を破壊する方法等により、全ての情報の復元が不可能な状態となるまで確実な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、データ消去作業終了後速やかに、返還された物品の保管状況やデータ消去の手順・実施体制などを記載した書面、その他作業状況のわかる写真等の書類を添付の上、記憶装置データ消去作業報告書（参考様式 1）を提出するものとする。
- (5) 物品に貼付されたラベル等を除去するものとする。
- (6) 受注者は、物品の撤去作業終了後速やかに、リサイクル証明書や産業廃棄物マニフェスト、その他作業状況のわかる写真等の書類を添付の上、リース物品撤去作業報告書（参考様式 2）を提出するものとする。
- (7) 受注者は、返還された物品に関して、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づき、適正な処理を行わなければならない。
- (8) 発注者は、返還された物品の保管状況やデータ消去の処理状況等を調査するため、必要に応じて受注者及び再委託業者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者及び再委託業者は、これに応ずるものとする。

- (9)受注者の承諾を得た上でリース期間満了後も物品の継続使用を行う場合は、その期間の満了後に、本項の規定によるデータ消去等の措置を講じること。

6 入札

(1) 入札価格

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1か月分としてリース料を見積ることとする（ただし、消費税相当額及び地方消費税相当額は含めないこととする）。

なお、リース料の中には、機器の初期設定や設置などの導入に係る経費、保守に係る経費、リース期間満了後の機器の撤去・データ消去・リサイクルに係る経費、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこと。

(3) 入札日時

令和7年6月27日(金) 午前10時15分

(4) 入札場所

鹿児島市役所本庁舎東別館2階201会議室

(5) 書類提出場所

鹿児島市市民文化部市民課窓口第一係（別館1階）

担当 引坂（ひきさか）

連絡先 電話 099-216-1221

7 契約締結

(1) リース料

入札によって決定した金額を1月あたりのリース料とする。

(2) 契約の締結

発注者と落札業者（受注者）は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、リース料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市契約規則の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

(4) 損害保険への加入

受注者は、契約締結後、自らの負担で機器を対象とする動産総合保険へ加入すること。

(5) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行すること。

(6) 契約責任者の選出

受注者は、落札後速やかに、契約責任者1人を選任し、発注者へ報告する。

8 機器の受け渡し

(1) スケジュール

受注者は、機器の納品スケジュールを、契約締結後10日以内に発注者へ提出すること。

(2) 初期設定

受注者は、発注者の指示により、機器の仕様に必要な各種設定の確認、調整を行うこと。

(3) 機器の受け渡し

受注者は、前項の作業完了後、機器を発注者に引き渡さなければならない。

(5) 受け渡し期限

令和7年7月31日(木)まで

9 リース料の支払い

(1) 受注者は、発注者に対し当該月のリース料の請求を翌月に行うものとする。

(2) 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

1 0 契約不適合担保責任

- (1) 発注者は、受注者の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

①履行の追完が不能であるとき。

②受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

③契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

④前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

1 1 所有権の表示

受注者は、リース物品に受注者の所有に属する旨のラベルを貼付すること。

1 2 秘密情報等の取扱い

受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

1 4 一般的損害等

- (1) この契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、受注者の責任と費用において解決するものとする。
- (2) 前項の場合において、発注者が第三者に生じた損害を賠償するなど発注者に損害が生じた場合は、受注者は発注者に対しこれを賠償するものとする。

1 5 転貸の禁止

発注者は、リース物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があったときは、この限りでない。

1 6 公租公課

リース物品に係る公租公課は、受注者が負担する。

1 7 物品の継続使用

- (1) 発注者は、物品の全部又は一部について、受注者の承諾を得た上でリース期間満了後も継続して使用することができる。
- (2) 発注者は、継続使用を希望する場合は、その旨を受注者に遅滞なく申し出なければならない。
- (3) 継続使用が可能な物品及びその期間の上限並びに当該継続使用に係るリース料については、発注者と受注者との間で協議の上定める。

1 8 発注者の催告による解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- ①使用開始日までに物品の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- ②受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- ③受注者の責めに帰すべき理由により物品が滅失し又はき損し、使用不可能となったとき。
- ④正当な理由がなく、「10 契約不適合担保責任(1)」の履行の追完がなされないとき。
- ⑤前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

19 発注者の催告によらない解除権

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- ①「13 権利義務の譲渡等の禁止」の規定に違反したとき。
- ②債務の全部の履行が不能であるとき。
- ③受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ④債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- ⑤契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- ⑥前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- ⑦受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- ⑧受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- ⑨受注者が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- ⑩暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる請負代金債権を譲渡したとき。
- ⑪受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- ス 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

20 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

「18 発注者の催告による解除権」の各号又は「19 発注者の催告によらない解除権」の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この規定による契約の解除をすることができない。

21 発注者の損害賠償請求等

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - ①使用開始日までに物品の納入を完了することができないとき。
 - ②履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
 - ③「18 発注者の催告による解除権」又は「19 発注者の催告によらない解除権」の規定により、この契約が解除されたとき。
 - ④前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、リース料の12か月分に相当する額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。
 - ①「18 発注者の催告による解除権」又は「19 発注者の催告によらない解除権」の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - ②受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

22 協議解除等

- (1) 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。
- (2) 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

23 受注者の催告による解除権

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 4 受注者の催告によらない解除権

- (1) 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ①「2 2 協議解除等(1)」の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間（準備期間がある場合は履行期間）の始期から満了の日までのリース料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。
 - ②「2 2 協議解除等(1)」の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
- (2) 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

2 5 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

「2 3 受注者の催告による解除権」又は「2 4 受注者の催告によらない解除権(1)」の各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この規定による契約の解除をすることができない。

2 6 受注者の損害賠償請求等

- (1) 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - ①「2 3 受注者の催告による解除権」又は「2 4 受注者の催告によらない解除権」の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - ②物品に損害を与えたとき。
- (2) 前項の賠償額に関して、受注者の付保する損害保険で補填される額があるときは、この額を賠償額から控除するものとする。

2 7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議を行い決定すること。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたっては、鹿児島市情報セキュリティポリシー及び関係法令を遵守すること。

データ消去作業報告書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり、ハードディスク等の記憶装置のデータ消去作業が完了したことを報告します。

記

1. 消去方法
2. 対象機器
3. 作業台数
4. 作業期間
5. 作業場所
6. 作業完了日

リース物品撤去作業報告書

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり、リース物品の撤去作業が完了したことを報告します。

記

1. 撤去作業内容
2. 物品の処理方法
3. 作業期間
4. 作業完了日

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

- 2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、この契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管にあたっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏洩、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が止むを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 発注者は、業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏洩、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。